

水 資 第 5 4 0 号
令和 4 年 9 月 13 日

県内養殖業者等代表者 様
水産動物輸入業者 様

静岡県経済産業部水産資源課長

「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針」2の(2)に基づく
着地検査の具体的な対応方法等について(サケ科魚類・エビ類)

日頃より本県水産行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

このことについて、県内で輸入実績のあるサケ科魚類及びエビ類について、別添のとおり着地検査の具体的な対応方法等を決定したので、通知します。

それぞれの対応方法等にあるように、養殖施設等が輸入水産動物を初めて導入する場合には、県検査者(水産・海洋技術研究所職員)による立入検査を行うこととし、立入検査は平日に実施することとしています。

以前より、搬入予定日の2週間以上前に、当課に着地検査の御相談をお願いしているところですが(令和4年2月21日付け 水産資源課長通知)、輸入水産動物を初めて導入する場合には、搬入日に立入検査を実施することになりますので、御注意下さい。

また、着地検査期間中(養殖施設等への導入から6か月間)に、疾病の発生が疑われる場合には、速やかに水産・海洋技術研究所に報告していただくようお願いいたします。

養殖業に大きな被害をもたらす魚病の海外からの侵入を防ぐため、着地検査への御理解と御協力をお願いいたします。

なお、当課がこれまで発出した着地検査に係る通知及び対応方針等は、近日中に当課ホームページに掲載する予定です。

【添付資料】

着地検査の具体的な対応方法等について 魚種：サケ科魚類

着地検査の具体的な対応方法等について 魚種：エビ類

(参考1) 静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針

(参考2) 令和4年2月21日付け 水産資源課長通知の写し

担 当 資源増殖班 安倍

電話番号 054-221-2739

ファクシミリ 054-221-3288

メール suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp

着地検査の具体的な対応方法等について

魚種：サケ科魚類

作成日：令和4年3月22日（初版）

「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針（令和4年2月21日改正）」（以下「指針」という）2の（2）の着地検査の具体的な対応方法等のうち、サケ科魚類（発眼卵）に関する事項は下記のとおりとする。

（1）対象の輸入水産動物の種類及び形態

対象の輸入水産動物の種類：サケ科魚類

対象の輸入水産動物の形態：発眼卵（飼育施設への導入時にふ化していないもの）

（2）着地検査の実施機関及び実施者

- ・サケ科魚類発眼卵の輸入にかかる着地検査は、仕向先の養殖施設等の所在地にかかわらず、持続的養殖生産確保法第10条第1項の規定に基づき水産・海洋技術研究所富士養鱒場に配置された立入検査をする職員（以下「県検査者」という）が実施するものとする。

（3）着地検査の期間及び回数

- ・着地検査の期間は、輸入水産動物の養殖施設への導入から6か月間（飼養期間が6か月未満の場合、導入から飼養終了までの全期間）とする。
- ・着地検査の回数は、月に1回とし、導入時の初回検査を含め計7回行うものとする。

（4）着地検査の方法

- ・着地検査の目的を鑑み、輸入水産動物が養殖施設等へ導入される際の初回検査は原則立入検査とすべきところ、発眼卵は施設導入前に消毒剤を用いた卵消毒が可能のため、生魚体に比べて病原体を持ち込むリスクが極めて低いことを考慮し、初回検査に立入検査は要しないものとする。ただし、当該養殖施設が輸入発眼卵を初めて導入する場合は、消毒等作業方法等の確認・指導、県検査者による当該養殖施設の状況把握が必要なため、初回検査は立入検査を行うものとする。
- ・初回検査に立入検査を行わない場合は、2回目から7回目の着地検査のいずれか1回は立入検査を行うものとする。
- ・立入検査の他、着地検査の方法の詳細は下記のとおりとする。

ア 立入検査

- ・立入検査は、県検査者が着地検査場所へ出向き行う。
- ・立入検査の実施日は、平日のみとする。
- ・立入検査では、指針別紙「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、事前に輸入者もしくは仕向先の養殖施設の責任者（以下「施設責任者」という）から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査者が現場での現物確認等を行う。

- ・発眼卵のふ化槽等への導入前には、ポビドンヨード剤を用いた卵消毒を行う。なお、卵消毒に用いるポビドンヨード剤は、仕向先の養殖施設が費用負担し、検査当日までに調達・準備する。
- ・発眼卵の運搬に用いられた梱包材や冷却用に同梱された氷・保冷剤等の資機材は全てポビドンヨード剤等消毒剤で消毒・殺菌した後、養殖施設が適切に廃棄処分する。なお、消毒が完了した資機材は、養殖施設で再利用しても構わない。
- ・初回検査の立入検査には施設責任者の立ち合いを必須とし、県検査者は必要に応じて輸入者にも立ち合いを求める（立入検査当日に施設責任者の立ち合いが無い場合は、着地検査への協力要請に対し養殖施設から同意が得られていないものと判断し、着地検査を中止する）。
- ・2回目以降に立入検査を行う場合は、県検査者が着地検査場所へ出向き、施設責任者の立ち合いのもと、指針別紙「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する他、対象の輸入水産動物や同じ施設内で飼育される他の水産動物の様子等について現地確認を行う。また、導入時の状況についても報告を求める。なお、2回目以降に立入検査を行う場合で立入検査に施設責任者の立ち合いが困難な場合は、当該水産動物の飼育状況を十分に把握する当該施設の従業員等を代理としても構わない。

イ 聞取調査（施設責任者からの報告等）

- ・聞取調査は、指針別紙「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について、県検査者が施設責任者から電話で聞き取りを行うか、もしくは施設責任者から県検査者へ電子メールで当該記録表の提出を求める。
- ・初回検査に立入検査を行わず聞取調査とする場合は、輸入水産動物の導入日の翌営業日までに、指針別紙「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、県検査者が施設責任者から電話で聞き取りを行うか、もしくは施設責任者から県検査者へ電子メールで当該記録表の提出を求める。この場合、県検査者は輸入水産動物の現物確認や導入時の消毒等作業の実施確認ができないため、県検査者は施設責任者に対し、養殖施設への輸入水産動物の導入に施設責任者が必ず立ち会うこと、及び、導入する輸入水産動物の現物や導入作業の様子を写真等で記録して2回目以降に行う立入検査において県検査員へ報告することを求めることができる。

ウ 着地検査により輸入水産動物に疾病の発生が疑わしい場合

- ・魚病担当者が飼育状況を確認し、必要に応じて魚病検査を実施する。
- ・特定疾病の発生が疑われる場合には、水産資源課へ報告するとともに、水産研究・教育機構水産技術研究所に確定診断を依頼する。
- ・特定疾病の発生が確認された場合については、検査結果を水産資源課経由で畜水産安全管理課及び関係都道府県へ速やかに報告するとともに、関係者と連携して具体的なまん延防止措置についての対応を協議する。

着地検査の具体的な対応方法等について

魚種：エビ類

作成日：令和4年6月13日（初版）

「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針（令和4年2月21日改正）」（以下「指針」という）2の（2）の着地検査の具体的な対応方法等のうち、エビ類に関する事項は下記のとおりとする。

（1）対象の輸入水産動物の種類及び形態

対象の輸入水産動物の種類：エビ類

対象の輸入水産動物の形態：稚エビ

（2）着地検査の実施機関及び実施者

- エビ類養殖用種苗の輸入にかかる着地検査は、表1のとおり、養殖施設の所在地ごとに担当する水産・海洋技術研究所の各機関の職員（以下「県検査員」という。）が実施するものとする。

表1

養殖施設の所在地	担当機関
湖西市・浜松市・磐田市・袋井市・掛川市・菊川市・周智郡	水産・海洋技術研究所 浜名湖分場
沼津市・富士市（海域）・静岡市・焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・御前崎市・榛原郡	水産・海洋技術研究所
御殿場市・裾野市・三島市・富士宮市・富士市・伊豆市（土肥除く）・伊豆の国市・小山町・清水町・長泉町・函南町	水産・海洋技術研究所 富士養鱒場
熱海市・伊東市・伊豆市土肥・下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町	水産・海洋技術研究所 伊豆分場

（3）着地検査の期間及び回数

- 着地検査の期間は、輸入水産動物の養殖施設への導入から6か月間（飼養期間が6か月未満の場合、導入から飼養終了までの全期間）とする。
- 着地検査の回数は、月1回とし、導入時の初回検査を含め計7回とする。

（4）着地検査の方法

- 着地検査の目的を鑑み、当該養殖施設等が当該種の輸入水産動物を初めて導入する場合には、当該養殖施設等における消毒の作業方法等の状況確認や指導等が必要であることから、導入時の初回検査は県検査員による立入検査を行わなければならない。2回目以降の検査は、初回検査時と施設内容や担当者などに変更がない場合は、聞取調査とすることができる。

- ・また、初回検査は立入検査を基本とするが、同種の輸入水産動物を再び導入する場合においては、前回の導入時と輸入元や施設内容、担当者などに変更がない場合は、導入時の初回検査も聞取調査とすることができる。
- ・着地検査の詳細は以下のとおりとする。

ア 立入検査

- ・立入検査は、県検査員が着地検査場所へ出向き行う。
- ・立入検査の実施日は、平日とする。
- ・初回検査に立入検査を行う場合は、指針別紙「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、事前に輸入者もしくは仕向先の養殖施設の責任者（以下「施設責任者」という。）から提出を受けた輸入許可申請書の写しや、動物検疫所から提供を受けた輸入許可証を参考に、県検査員が現場での現物確認等を行う。
- ・養殖用種苗の運搬に用いられた梱包材等は、消毒剤で消毒・殺菌した後、養殖施設が適切に処理する。
- ・初回検査に立入検査を行う場合は、施設責任者が立ち合わなければならない。県検査員は必要に応じて輸入者に立会いを求めることができる（立入検査当日に施設責任者の立会いが無い場合は、着地検査への協力要請に対し養殖施設から同意が得られていないものと判断し、着地検査を中止する）。
- ・2回目以降の検査に立入検査を行う場合は、県検査員が着地検査場所へ出向き、施設責任者の立会いのもと、指針別紙「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について飼育日誌等を参考に確認する他、対象の輸入水産動物や同じ施設内で飼育される他の水産動物の様子等について現地確認を行う。立入検査に施設責任者の立会いが困難な場合は、当該水産動物の飼育状況を十分に把握する当該施設の従業員等を代理とすることができる。

イ 聞取調査（施設責任者からの報告等）

- ・再び導入する場合において初回検査を聞取調査とする場合は、輸入水産動物の導入日の翌営業日までに、指針別紙「着地検査記録票（初回検査用）」に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で聞き取るか、もしくは施設責任者が県検査員へ電子メール等により当該記録表を提出する。この場合、県検査員は施設責任者に対し、導入する輸入水産動物の現物や導入作業の様子を写真等で記録し、県検査員へ報告するよう求めることができる。
- ・2回目以降の検査を聞取調査とする場合は、指針別紙「着地検査記録票（2回目以降用）」に掲げる項目について、県検査員が施設責任者から電話で聞き取るか、もしくは施設責任者が県検査員へ電子メール等により当該記録表を提出する。

ウ 着地検査により輸入水産動物に疾病の発生が疑われる場合

- ・疾病の発生が疑われる場合は、養殖施設の所在地（表2）ごとに担当する水産・海洋技術研究所の魚病担当者が飼育状況を確認し、必要に応じて魚病検査を実施する。

表 2

養殖施設の所在地	担当機関
藤枝市・焼津市 以西	水産・海洋技術研究所 浜名湖分場
静岡市 以東	水産・海洋技術研究所 富士養鱒場

- ・ 特定疾病の発生が疑われる場合は、水産資源課へ報告するとともに、水産研究・教育機構水産技術研究所に確定診断を依頼する。
- ・ 特定疾病の発生が確認された場合は、検査結果を水産資源課を経由して畜水産安全管理課及び関係都道府県へ速やかに報告するとともに、関係者と連携して具体的なまん延防止措置を協議する。

静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針

平成 30 年 12 月 18 日

改正 令和 3 年 7 月 30 日

改正 令和 4 年 2 月 21 日

静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

静岡県水産・海洋技術研究所

1 経緯と目的

平成 28 年 7 月 27 日付け「水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い、新たに「水産防疫対策要綱」（以下、「要綱」という。）が策定された。要綱には、養殖の用に供することを目的に輸入された水産動物について、仕向先の養殖場を管轄する各都道府県が、輸入された後も仕向先の養殖場において引き続き健康状態、移動等について監視すること（以下、「着地検査」という。）が規定された。このため、本県における着地検査の対応については、要綱の別記 1 「輸入水産動物の着地検査指針」（以下、「着地検査指針」という。）に基づくほか、以下のとおり定める。

なお、疾病の発生が確認された場合は、要綱 2 の（4）「養殖水産動植物の異常の早期発見、通知・届出、疾病発生時の迅速かつ的確なまん延防止」及び「魚類へい死対応マニュアル（改訂版）（平成 26 年 6 月県作成）」に基づき、まん延防止措置を実施する。

2 県の役割

(1) 水産資源課の役割

水産資源課は、輸入者又は動物検疫所から、「着地検査指針 1 着地検査の対象動物」に該当する水産動物の輸入の報告があった場合、水産・海洋技術研究所と情報を共有するとともに連携して、輸入者及び仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、当該水産動物が仕向けられる前に、着地検査への協力を要請し同意を得た上で、着地検査を実施する場所（以下、「着地検査場所」という。）を決定する。着地検査場所は、疾病が水平感染しないよう、輸入水産動物とその他の水産動物を隔離若しくは区別して飼育することが可能な施設であることが望ましい。

他都道府県から本県の養殖施設等に着地検査期間中の着地検査対象動物が移動される場合、水産資源課は、移動元の都道府県と調整を行い、上記の輸入水産動物に準じて対応する。

(2) 水産・海洋技術研究所の役割

水産・海洋技術研究所は、着地検査場所が決定次第、仕向先の養殖施設等の責任者と連絡を取り、速やかに着地検査を行う。着地検査は、着地検査場所への立入検査若しくは着地検査場所の責任者からの報告等によるものとし、別紙「着地検査記録票」に必要な情報を記録し、少なくとも 3 年間保管する。着地検査の期間は概ね 6 か月、頻度は月に 1 回程度行うことが望ましい。着地検査の回数や具体的な対応方法については、輸入水産動物の種類や形態に応じ適切に実施する必要があるため、魚病担当者を中心に事前に協議の上決定し、内部で統一を図るものとする。着地検査期間中は、着地検査場所の責任者に対して要綱の別記 3 「養殖場における衛生対策指針」に基づく指導を行うとともに、着地検査場所から水産動物の移動の自粛を要請する。やむを得ない理由により、着地検査期間中に着地検査場所から着地検査対象動物を県外に移動する場合、移動先の都道府県において着地検査を継続するため、水産・海洋技術研究所は、移動前の着地検査の経過情報について移動先の都道府県の魚病指導機関と共有するものとする。

他都道府県から本県の養殖施設等に着地検査期間中の着地検査対象動物が移動される場合は、移動元の都道府県の魚病指導機関から移動前の着地検査の経過情報を引き継いで着地検査を継続し、その記録を少なくとも3年間保存する。

(写)

水 資 第1200号
令和4年2月21日

県内養殖業者等代表者 様
水産動物輸入業者 様

静岡県経済産業部
水産資源課長

「静岡県における輸入水産動物の着地検査対応指針」(以下、指針)
の改正について (通知)

日頃より本県水産行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。
このことにつきまして、このたび別添のとおり指針の改正を行いましたので、
通知します。

水産動物を輸入する際には、引き続き、着地検査への御理解と御協力をお願いいたします。

なお、着地検査については、導入施設への搬入予定日の2週間以上前に、水産資源課に着地検査の御相談をお願いしているところですが、先般、1週間前になって輸入計画が判明した事案がありました。まずは水産動物を輸入する計画が固まった段階で、水産資源課に第一報を入れていただきますようお願いいたします(輸入許可申請が未済であったり、輸入予定日が未定でも構いません)。

添付資料

(別添) 改正指針
指針本文 + 着地検査記録票 様式

- (参考1) 前回(令和3年7月30日)改正時の通知文写し
- (参考2) 輸入水産動物の着地検査の手続きフロー(静岡県)
- (参考3) 輸入検疫対象疾病及び水産動物に関する資料(農水省HP)

担 当 資源増殖班 鈴木
電話番号 054-221-2739
ファクシミリ 054-221-3288
メール suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp